

○財務省告示第六六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項の規定に基づき、平成二十三年度における輸入基準数量を次のように告示する。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣 野田 佳彦

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項に規定する輸入基準数量は、平成二十三年度につき次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 基 準 数 量
一	〇トン
二	四・五トン
三	二・一トン
四	五〇、四〇〇トン
五	一、六二三トン
六	一一トン

二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七
三四、一八五トン	六一一トン	一、〇六二トン	二一、四三二トン	一六八、九〇八トン	一一、二三七トン	一、〇五九トン	六七六、五九三トン	一、四四六、二七五トン	六、二四〇、四五六トン	八〇、四二〇トン	九、九五八トン	九、七五二トン	五三、六六九トン	一・六トン	八・六トン

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二三
九八八トン	一二トン	一八、一四九トン	八、六六五トン	〇トン	四一トン	八、〇六六トン	四八九トン